

平成31年度梶原町社会福祉協議会事業計画

【基本理念】 「すべては地域の笑顔のために」

【事業方針】 梶原町における地域福祉の充実、地域の福祉力の維持向上を目的とする事業、地域福祉に関する活動の活性化を図り、住民主体の理念のもと、多様化する課題に地域とともに取り組む地域福祉を推進する団体として、行政や関係団体と協働し、保健・医療・福祉・地域が連携した梶原ならではの地域福祉の実現を目指し活動を進めて参ります。

全社協地域福祉推進委員会より発出されている「社協・生活支援活動強化方針」をもとに、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」をすすめるために、適正な法人運営、効果的な事業の推進、職員の資質向上を推進します。

昨年度より指定管理を受けた梶原町複合福祉施設「YURURI ゆすはら」の適正、効率的な運営に努め、町民の皆さんの安心の暮らしを支える中間施設として、行政、カルスト会、介護事業所なごみ、梶原病院他、町内外の関係機関と連携して参ります。

1. 法人運営

社会福祉協議会の役職員は、社会福祉法第109条に規定される、地域福祉の推進を目的とする公益性の高い民間団体である自覚を持ち、その使命実現のために努力します。

公共性、公益性、社会的責任を持つ社会福祉法人として、法令順守、適切な財務管理、事業実施、組織管理体制の確立のために定例会、および随時の臨時会を開催し、健全な組織運営を行います。

専門職としての知識と経験を積み重ね、地域、関係機関に信頼される職員となるべく資質の向上を図ります。

(1) 理事会の開催

開催時期	主な議題
2019年6月	平成30年度事業報告、決算報告
2019年6月	(定時評議員会終了後) 役員改選に伴う組織理事会
2019年12月	中間事業報告、中間決算、補正予算
2020年3月	新年度事業計画、当初予算、補正予算

(2) 評議員会の開催

開催時期	主な議題
2019年6月	定時評議員会 平成30年度事業報告、決算報告、役員改選

2019年12月 中間事業報告、中間決算、補正予算
2020年3月 新年度事業計画、当初予算、補正予算

※上記の他、重要事項審議の必要に応じ、随時理事会及び評議員会を開催する。

(3) 監事監査

2019年5月 事業報告及び決算監査
2019年11月 中間事業報告及び中間決算監査

※上記の他、業務及び会計、財務管理のため必要に応じて随時監査を行う。

(4) 職員研修

高知県社会福祉協議会研修センターの企画研修への参加
広域研修の計画的参加（四国地域福祉セミナー、四国ブロック市町村社協活動研究協議会）
専門職資格取得についての研修等修学機会の提供
内部研修の実施（会計、予算管理）

(5) 広報活動

広報誌「ゆすまいる」の発行（奇数月に発行）
各地区担当が部落代表に直接配布し、社協活動の周知と地域情報の収集を図る。
ホームページによる情報発信
ホームページを随時更新し、町内外、より広い層への情報発信を行う。

2. 総合相談事業の推進

生活上のあらゆる相談に応じ、関係機関と連携し必要な制度やサービスにつなげるとともに、制度や仕組みから外れる課題に対しても柔軟な支援を行い、相談者の自立、暮らしを支える総合相談窓口として支援を行います。

既存制度での対応が難しい課題に対しても、社協内担当間の連携や関係機関との協力および地域の活動をもとに支援の仕組みを作ります。

(1) 日常生活自立支援事業（高知県社協委託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など地域で生活するうえで自己判断能力が不十分な方への生活支援を行い、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等により日常生活を支える。

- ・生活支援員、保健師、弁護士等、関係協力者と情報を共有し、適宜ケース会議へ出席し有効な支援を行う。
- ・専門員および生活支援員の研修
- ・制度周知 広報への掲載および民児協への周知

(2) 生活福祉資金貸付事業（高知県社協委託事業）

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加を促進。

- ・ 関係機関への制度理解と周知
- ・ 学校、教育委員会への情報提供
- ・ 民生委員、行政との連携、協力、情報共有
- ・ 貸付利用者への償還支援および償還指導

(3) 生活困窮者自立相談支援事業(高知県委託事業)

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるものを、関係機関との連携により自立に向けた包括的な支援を行う。

- ・ 福祉保健所、ハローワーク等の関係機関との連携
- ・ 行政他町内関係機関への制度理解、周知、連携強化
- ・ 生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業の有効活用
- ・ 民生委員児童委員との連携、協力、情報共有

※就労準備支援事業・家計改善支援事業との連携

直ちに就労が難しい人に対し、就労準備支援事業による就労体験や生活習慣の改善の支援をおこないつつ、就労に向けた準備が整った段階で就労へのステップとして、自立相談支援事業と連続的・一体的に支援を行う。

また、自らの家計の状況を把握することが難しい場合には、家計改善支援事業により、月単位・年単位で家計を見直し、生活の再生に向けた意欲を引き出し、専門員の指導により家計の安定と生活自立を目指した支援を行う。

- ・ 町内企業、事業所への協力依頼、制度周知
- ・ 生活保護ソーシャルワーカー、県社協専門員との連携、協働
- ・ 障害者就業・生活支援センターこうばんワーカーとの連携強化
- ・ 利用者および利用希望者への支援、必要に応じてケース会の開催

(4) 生活困窮者に対する緊急的食糧支援事業

さまざまな事情により生活困窮状態に陥り、生活にひっ迫している住民に対し、町内外から提供いただいた余剰農産物や保存食等を有効活用し、緊急的食糧支援を行う。

- ・ 住民からの提供可能品情報の登録と事業周知

(5) 法人後見事業

意思決定の困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を法的に保護し、可能な限り本人の意向を反映させその生活を支える。

- ・ 検討委員会の開催（申し立て審査および事業報告）

- ・弁護士による専門的な指導・助言により、円滑な事業運営を図る。
- ・研修による職員の制度理解
- ・行政、民児協等関係機関との制度理解のための周知・啓発の機会を作る。
- ・広報への掲載

(6) 法律相談

法テラス須崎法律事務所、ひまわり基金須崎法律事務所の協力による法律相談の機会を提供する。

- ・無料法律相談会の開催（10月）
- ・出張法律相談事業の窓口

3. 地域福祉活動の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進していくために、関係機関、地域と連携協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援や仕組みづくりを行います。また、小地域における住民主体の地域活動を進め、地域の団体や各種活動との協働の取組みを広げ、誰もが排除されない安心、安全の地域社会づくりをすすめます。

地域生活困窮者支援等共助基盤づくり事業（安心生活基盤構築事業）

地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援し、安心して生活できる地域基盤を構築する。

(1) 地域福祉コーディネーター事業

アウトリーチを徹底し生活課題の潜在的ニーズの把握に努め、小地域における支え合いの仕組みや、新たなサービスなどの地域の福祉活動、ネットワークづくりをすすめる。

個別課題を地域課題と捉え、課題の顕在化、解決のための小地域座談会など福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充を図り地域力向上を支援する。

(2) 生活支援コーディネーターの活動推進

介護保険地域支援事業(包括的支援事業)に定める第2層コーディネーターとして、地域包括支援センターと連携し高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進する。

(3) ボランティア活動の推進

ボランティアセンター活動の普及啓発、活動支援、ニーズ把握

- ・ボランティア活動の支援、情報収集と提供
- ・ボランティア活動保険等の周知、普及、加入勧奨

- ・地域活動、ボランティア活動情報交流

(4) 災害ボランティア活動の推進

災害に備えた地域の自助力・共助力を高める。支援人材の育成、地域の受援力向上

- ・運営模擬訓練の開催
- ・災害ボランティアセンター連絡協議会の開催
- ・行政危機管理部署との情報共有

(5) 福祉教育の推進

学校、地域において福祉人権教育、ボランティア学習の機会を提供し、地域福祉活動、ボランティア活動の関心を高める。

- ・梶原学園、梶原高校への福祉学習の推奨
- ・小地域での福祉学習の周知紹介

(6) 地域支え合い活動の推進

共同募金配分金を活用した地域活動推進事業により、部落・地区単位や地域の団体等、地域住民の自主的な支え合い活動を支援し、必要経費の一部を助成する。

(7) おげんき発信の推進

独居の高齢者や障害者、高齢世帯などの自立型安否確認の仕組みとして、ライフステージに応じた安否確認の仕組みの普及を図る。

- ・情報発信ツールを使い住民への情報提供、普及啓発を図り、自立度の高い高齢者等の予防的利用を推進する。
- ・お元気さん（利用者）への定期的な訪問、見守りさん（支援者）への情報提供および情報の収集。

(8) 休眠資源再活用事業【リユースゆすはら】

未使用、不使用の生活資源の利活用、再活用を促進する。

- ・譲渡、譲受の情報チラシの発行による情報提供
- ・物品のマッチング、連絡調整

4. 各種団体事務局等

(1) 高知県共同募金会梶原町共同募金委員会事務局

運営委員会、配分審査委員会を設置し、共同募金の活動についての周知・広報を行い、公正で効果的な配分金活用をすすめる。

- ・運営委員会および配分審査委員会の開催
- ・赤い羽根募金募集期間 10月1日～12月31日

(2) 梶原町老人クラブ連合会事務局

高齢者の生きがい活動が主体的に展開されるよう支援し、健康・友愛・奉仕の三大活動に関する広報啓発を行う。

友愛活動、地域貢献活動の機会を広げ、会員相互の支え合いを深めるとともに、活動支援者や新規会員を募り、新しい活動の展開や活動の継続をすすめる。

(3) 梶原町身体障害者連盟事務局

- ・団体活動の事務局運営の支援。
- ・三障害者団体連絡協議会（三笑会）に参画し各団体間の連携をサポート。
- ・その他の各種団体との交流会開催のための連携支援。

(4) 梶原町民生委員児童委員協議会との連携

毎月の定例会へ参加し情報共有を図り、各種相談事業や地域活動において各地区の委員と地域担当職員との連携、事務局の行政担当との連携を図る。

(5) まごころ弁当実行委員会事務局

共同募金配分金を活用し、80歳以上の高齢者宅に調理ボランティアの手作り弁当を配食ボランティアが届ける事業。女性消防隊、エプロン会、衛生連合会、婦人会、よつば会、民生委員児童委員協議会、健康文化の里づくり推進員の代表で組織する実行委員会が主催。（実施予定 12月）

基本理念「つむぐ・つなぐ、笑顔と笑顔、ゆすライフ」

『行動規範』

○みんなで創ろう YURURI ゆすはら

私たちは地域との共創を大切にし、元気な時から一人ひとりが気兼ねなく集うことのできる施設をめざします。

○いつまでも、その人らしいゆすライフ

私たちは、人それぞれの価値観を大切にし、自然体で生きていけるその人らしい「ゆすライフ」の支えとなれるよう努力を惜しみません。

○一緒に笑顔

私たちは、ともに集い笑顔になるため、お互いを尊重しあい、協調性を大切にし、自己研鑽を惜しまず豊かな感性を磨いていきます。

I. 基本方針

基本理念に基づき、町民相互の願いである「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いを実現するため、地域の福祉事業者としての一躍を担い、利用者はもとより、全ての地域住民が安心して町内で生活を続けていけるよう積極的に取り組んでいきます。

町民がいきいきとした生活が送れるよう、健康づくりや交流の場を提供するとともに、「福祉のまちづくり宣言」に基づいた福祉の総合的な拠点施設として、本施設の機能を十分に生かした取り組みを実施します。

また、在宅生活が不安になったときに、気軽に相談できる複合福祉施設をめざして、町民交流室やフィットネス等の利用を通じ、地域に開かれた施設づくりを行います。県内外の実習生の受け入れや、ゆすはらこども園の園児との交流、梶原学園の職業体験、梶原高校と協働した取り組みを行うことで、利用者と園児や学生が自然に交流し、それぞれの世代に合わせた福祉教育も視野に入れた地域福祉の推進にも貢献していきます。

○年度目標

平成31年度 地域に開かれた施設づくりに向けて、町内の社会資源を積極的に活用し、施設全体での行事を充実させ、福祉施設が町民交流の拠点となれるよう努めます。また家族との関係性づくりや地域住民の方が気軽に立ち寄って相談し、対応できる運営をめざします。

II. 各事業における方針

1. 町民交流室・交流フロアー

梶原町内で活動する各種団体を支援する為、常に町民交流室を快適に利用でき

るよう整備をします。また、本施設の利用者や職員と地域住民との交流や住民同士の交流の場の場として積極的に活用していきます。また、世代間の交流の場として、囲碁、将棋をはじめ様々な趣味の集いなどを通じ仲間同士で楽しめる空間とできるように、環境整備に努めます。

2. フィットネス

様々な世代の地域住民が気軽に立ち寄り、天候を気にせずに健康づくりができる場としてフィットネスルームを活用します。生活支援ハウスの入居者等に対しても、入居されている間に、自分の健康や体力などに関心を持ってもらえるよう利用を勧めていきます。

3. デイサービスゆるり事業計画

(1) 基本方針

- ① 住み慣れた地域で継続的な生活が送れるよう、ご家族や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係機関はもとより、多職種との連携を図ります。
- ② ご利用者やご家族の意向を尊重して、ご利用者の心身の状況に応じた対応を心掛け、安全で安心したサービスを提供します。
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業に積極的に取り組み、制度の趣旨である地域全体で高齢者の自立した生活を支援することを実現するため、地域包括支援センターと連携し事業所としての役割を発揮できるように取り組みます。
- ④ デイサービスを継続的に利用することで、可能な限りご自宅での生活が維持できるように、生活機能の維持向上を目指し、日常生活に則した機能訓練を行います。
- ⑤ ご家族や関係機関、職員間での情報を共有し、早期にご利用者の心身の変化を察し、適切な支援が行えるように取り組みます。
- ⑥ 医療・介護の連携促進や、ケアの標準化及び効率化を図るとともに、エビデンスに基づく PDCA サイクルの確立により、とりわけ中重度要介護者に向けた効果性と客観性を有する質の高いケアを目指します。

(2) 目標

- ① 稼働率 80%の継続を目指します（一日平均利用者数 20 人以上）
- ② 利用継続と新規利用者を積極的に受け入れます。
- ③ 平成 30 年度の経費を基に職員一丸となり経費削減に努めます。
- ④ ご利用者の安心と安全を基本とし、事業所が安定的に提供できる体制の確立に取り組みます。

(3) 事業の内容

- ① 利用対象者：第 1 号被保険者 65 歳以上で介護保険法に定める要支援・要介護認定された高齢者（生きがい事業認定者も含む）
第 2 号被保険者 40 歳から 64 歳までの医療保険加入者で、特定疾病の方身体障害者の方

- ② 利用定員：25 名
- ③ 事業実施地域：梶原町
- ④ 営業日：月～金曜日＊12月29日～1月3日を除く
- ⑤ サービス提供時間：午前9時30分～午後4時
- ⑥ 通所介護計画作成
 - ・ご利用において身体的及び精神的な状態を勘案して、通所介護計画・介護予防通所介護計画を策定し、その有する能力に応じた自立支援が営まれるよう援助します。
- ⑦ アクティビティの取り組み
 - ・ご利用者の意向や、以前の習慣や趣味・知識を活用して意欲増進を促すように働きかけを行い、生活に張り合いを見出すため計画的なアクティビティを調和よく組み入れながら積極的に行います。また、ご利用者全員が参加できる内容を基本として、身体機能維持・向上や口腔機能向上等の積極的取り組みを行います。
- ⑧ レクリエーション
 - ・「癒し」「リラックス」「人との繋がり」を感じていただくことを目的とした様々なレクリエーションを提供します。その中で、ご利用者同士・ご利用者と職員が一緒になって楽しめる環境を創ります。
日頃とは違った「楽しさ」を利用者に提供し、皆さんの意欲的な姿勢や笑顔が引き出される事が目的となるものとする。また、「非日常」な時間を持ち、触れる事で想像力を膨らませ、土などを触れる事で以前の暮らしを思い出すきっかけを作る。
- ⑨ 年間行事について
 - ・今後も、季節感を感じていただけるような行事を計画して実施します。また、地域のボランティア団体等の訪問活動を招き、ご利用者には楽しい時間を、ボランティア、地域の方々には当施設の取り組みを知って頂く好機としていきます。(定期的に音楽療法・マジック・バルーンアート・傾聴ボランティア等の来所)
- ⑩ 健康管理
 - ・自己管理が難しい利用者様のために看護・介護職員や他職種との連携を密にし、異常の早期発見、疾病の予防に努めます。また服薬管理が難しいご利用者には服薬管理を行います。医師また協力医療機関との連携を密にし、感染症やインフルエンザの流行を防ぐ努力をし、流行期には本人とご家族に注意する点を説明します。
- ⑪ 入浴サービス
 - ・一対一での個別入浴を基本として入浴サービスを提供し、快適かつ安心・安全に入浴できるように援助します。
- ⑫ 食事サービス
 - ・管理栄養士の栄養管理のもと、利用者様の嗜好に合わせた食事を提供します。
- ⑬ 排泄サービス
 - ・ご利用者の尊厳に十分配慮しながら、個人の状態に合わせて行い同時に健康

状態の把握も行います。

⑭ 送迎サービス

- ・本人と家族に送迎の時間を相談し、安全運転に十分配慮してご自宅まで送迎を行います。

⑮ コミュニケーション

- ・ご利用者の見ている世界に共感し寄り添います。
- ・ご利用者だけでなく家族のニーズを知り、本人とご家族の抱えている想いを受け止め、共に考えていきます

⑯ 相談援助

ご利用者やご家族に介護に対する相談や助言を行います。

平成 31 年度 デイサービスゆるり 年間事業計画(予定)

- 4月 誕生日会
- 5月 こいのぼり作り・バラ風呂
- 6月 誕生日会
- 7月 七夕飾り作り
- 8月 納涼祭(1日)・誕生日会
- 9月 敬老会(敬老の日前の1週間)
- 10月 ゆるり祭り・誕生日会
- 11月 神祭
- 12月 クリスマス忘年会・ゆず風呂・誕生日会
- 1月 新年祝賀会
- 2月 節分行事・誕生日会
- 3月 ひな祭り・家族懇談会

※ 2か月毎に誕生日会を開催し、お誕生日をお祝いする。

(4) 施設内研修(第3木曜日)

- 4月 事業計画に関する研修 ・倫理及び法令厳守に関する研修
- 5月 認知症高齢者対応について ・個人情報保護の取り組みに関する研修
- 6月 感染症・食中毒の予防及び蔓延防止について
- 7月 緊急時対応に関する研修
- 8月 事故発生予防・再発防止・安全対策について
- 9月 感染症対策について
- 10月 緊急時対応について
- 11月 高齢者虐待防止について ・身体拘束の排除の為の取り組みに関する研修
- 1月 防災について ・非常災害時の対応に関する研修
- 2月 疾患・薬剤等に関する研修 ・介護予防及び要介護度進行予防に関する研修

(5) 稼働率アップのための重点課題

- ①新規利用者の確保と利用者の拡大への取り組み(見学者の受け入れ等)
- ②居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの情報提供及び連携強化

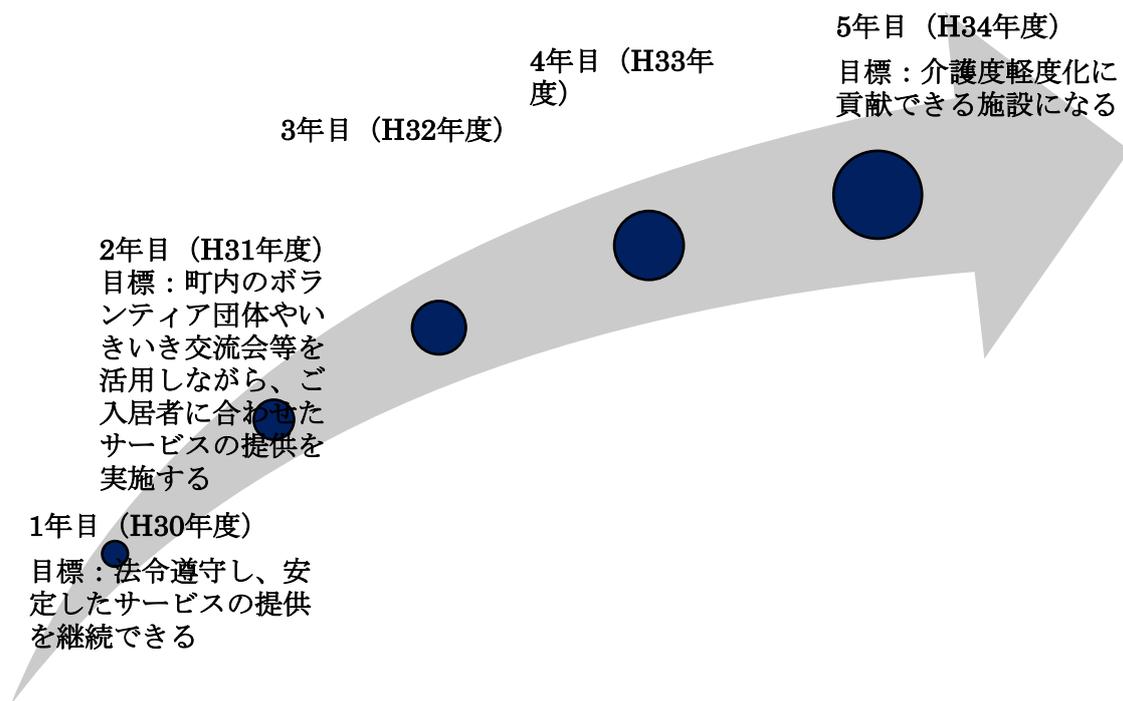
③地域との交流と PR 推進をする

4. ケアハウスゆりり事業計画

私たちは、【生活する場所が変わっても“今までの暮らし”の積み重ねが途切れるわけではない】【障がいや病気があっても“その人らしさ”は変わらない】と捉え、以下のような支援を行っていきます。

- ①誠実な対応を積み重ね、人生の先輩である入居者、家族との関係性を構築し、生活環境が変わっても孤独感・孤立感を感じさせないケアを心がけます。
- ②言葉で表現されることだけでなく、気持ちを推し量ることでその人を知り、また私たち自身のことも知ってもらう努力を惜しまず、相談しやすい環境を整えていきます。
- ③専門知識を持った多職種でケアの方向性を検討し、ニーズに沿った日常生活または療養上の支援・生活機能訓練等のサービスを提供します。
- ④施設内だけでの生活にとどまらず、なるべく今までと変わらない地域や人との関係性を保った生活を送っていただけるよう、その人らしい「ゆすライフ」の実現に向け、共に取り組んでいきます。

ビジョン：「介護度軽度化に貢献できる施設になる！」



平成31年度事業目標

「町内のボランティア団体やいきいき交流会等を活用しながら、ご入居者に合わせたサービスの提供を実施する」

(1) 運営・経営

- ① 個別機能訓練加算、退院退所時連携加算の算定
- ② 入居規則・判定基準の見直しと必要に応じた入居判定会の実施
- ③ 残業削減（定期会議の見直し）
- ④ 入院させないケア（異常の早期発見）

(2) 職員教育

① 内部研修の実施

認知症事例検討会の実施（勉強会を兼ねたカンファレンスの実施）

接遇勉強会の実施

急変時対応ロールプレイング

② 法人内研修への参加（第2水曜日）

③ 外部研修への参加

県社協・介護福祉士会・県老協の企画する研修への計画的な参加

（目標数：3回）

(3) ケアの質向上

① 入居者担当職員業務の確立

② リーダー制度の確立

③ 各委員会活動の向上（ヒヤリハット報告書の活用、感染対策、権利擁護の推進）

④ 5日以上の有給休暇をとる

(4) 地域連携

① 各利用者が1人1回以上は地域のいきいき交流会に参加する

② 年に1回以上は入居者家族、入居者、職員との交流会を開催する

③ こども園の行事に参加する（4回/年）

④ ボランティア団体と交流を図る

ケアハウスゆるり年間行事計画

	施設行事	地域行事	勉強会	運営 推進会	備考
4月	花見	赤花蕎麦 (永野)	防災		★ドライブは人数・天気等を 考慮して各月実施予定。 ★誕生日会（対象者誕生日） ★各区いきいきに一人1回以 上参加機会を作る
5月	こいのぼり見学	鯉のぼり 新緑祭	事故防止	開催月	総合避難訓練
6月	お茶会 誕生日会		感染症		
7月	七夕 誕生日会		身体拘束 虐待防止	開催月	風水害避難訓練
8月	天狗高原ドライブ 誕生日会	高原祭	急変時対 応		
9月	敬老会	各区敬老会 こども園運動会 グルメ祭り		開催月	総合避難訓練

10月	秋祭り	学園運動会 脱藩マラソン 神祭			
11月	誕生日会	紅葉祭 産業祭 芸術祭		開催月	
12月	誕生日会 クリスマス会 忘年会 餅つき				
1月	新年会 鍋の日 誕生日会			開催月	夜間避難訓練
2月	節分 バレンタイン				
3月	ひな祭り 誕生日会			開催月	

5. 生活支援ハウス 事業計画

基本方針

梶原町内の居宅において生活することに不安がある高齢者に対し、支援機能、居住機能ならびに交流機能を総合的に提供することにより、住み慣れた地域で安心して生活できるよう以下の方針に沿って取り組みます。

- ① 居者一人ひとりの意思を尊重し、自立した生活が継続し、自宅での生活同様に、地域との関係性が途切れることのないよう工夫と実践に努めます。
- ② 家族や地域住民との繋がりを重視し、施設に併設している機能を十分生かし、入居中のご利用者様の機能が低下しないよう様々な取り組みを提案し、円滑な自宅への復帰ができるよう努めます。
- ③ 必要に応じ居宅介護支援事業所や保健福祉支援センターと連携し、入居者に対する各種相談援助、助言を行います。また、緊急時には迅速な対応をおこない、入居者の心身状況の変化の把握に努めます

平成31年度重点目標

1年間の業務や他機関との連携を踏まえ、生活支援ハウスとしてのマニュアルを作成します。また、居宅介護支援事業所や保健福祉支援センターと協働し、入居者の機能低下防止に取り組みます。

事業内容

(1) 対象者

- ① 梶原町に居住するおおむね65歳以上で、高齢等のため独立して生活することに不安がある者
- ② その他町長が必要と認める者

(2) 居室数・定員

- ①個室16室16名 ②夫婦部屋2室4名

(3) 居室の設備

- ①冷蔵庫 ②エアコン ③テレビ ④キッチン ⑤トイレ（洋式） ⑥収納
⑦ベッド（電動） ⑧ナースコール

(4) 施設内の設備

- ①全自動洗濯機 ②浴室 ③集会室用テレビ ④乾燥機

(5) 運営

- ①町長（保健福祉支援センター）が入居を許可した者に対して、一定期間住居を提供します。
- ②入居者からの各種相談や助言を行うとともに、緊急時の対応を行います。
- ③入居者の虚弱化等に伴い、デイサービス事業、ホームヘルプ事業の在宅サービスを必要とする場合は、利用手続き等の援助を行います。
- ④ 入居者と地域住民との交流を図るための各種事業および交流のための場の提供を行います。